

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第37号

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成11年寒川町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻までに連続した」を削る。

第17条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「よる」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「日については、当該」を「日の介護時間については、1日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第25条を第26条とし、第24条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

（条例第16条の2第2項の規則で定める期間）

第24条 条例第16条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。